

公益財団法人東京都教育支援機構役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

評 議 員 会 決 定

(目 的)

第1条 公益財団法人東京都教育支援機構（以下「機構」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、原則として週3日以上機構の職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として役員等に支給する財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人当たりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員及び公益財団法人東京都教育支援機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき給与の支給を受ける役員には、支給しない。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席又は事務局等における業務執行の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

3 評議員の報酬は定款第15条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日、又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）に当たるときは、給与規程の例による。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口

座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

- 2 常勤役員が死亡し、又は、機構の都合により解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。
- 3 常勤役員が前項に規定する事由以外の事由により、月の末日以外の日において退職し、又は、解任されたときは、退職又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が役員であった日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(再任時の報酬)

第6条 前条第2項の規定により、解任当月の報酬全額の支払いを受けた常勤の役員が解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支払わない。

- 2 前項に定める以外の再任のときは、新たに就任したときの例による。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程の例により算出した額とする。
- 3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、機構への通勤日が1月当たり21日未満の場合は、通勤費実費額を支給する。

(費用の弁償)

第8条 機構は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項及び第3項に定める報酬を受け取る非常勤役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。
- 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の

指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(業績評価の反映)

第9条 常勤の役員の報酬には、東京都が定める東京都政策連携団体役員業績評価制度実施要領の定めを準用し、東京都が実施する業績評価の結果を反映させるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる報酬等支払の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事長	641,000 円	7,692,000 円

別表第 2 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
理事	20,000 円	160,000 円	1,920,000 円
監事	20,000 円	360,000 円	720,000 円

別表第 3 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	20,000 円	160,000 円	2,080,000 円